

3. 申請期限等の延長

『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』の申請期限が延長されました。



市民生活部社会福祉課
☎22-1340

支援制度名称	変更前	変更後
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	令和4年3月31日まで	<u>令和4年6月30日まで</u>

『生活福祉資金(緊急小口資金)貸付制度』及び『生活福祉資金(総合支援資金)貸付制度』の申請期限が延長されました。



栗原市社会福祉協議会事務局
☎23-8070
(栗原市築館薬師三丁目6-2)

支援制度名称	変更前	変更後
生活福祉資金(緊急小口資金)貸付制度【特例貸付】	令和4年3月31日まで	<u>令和4年6月30日まで</u>
生活福祉資金(総合支援資金)貸付制度【特例貸付】	令和4年3月31日まで	<u>令和4年6月30日まで</u>

『国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給』及び『後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給』の適用期間が延長されました。



市民生活部健康推進課
☎22-0370

支援制度名称	変更前	変更後
国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給	令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間に労務に服することができない期間	令和2年1月1日から <u>令和4年6月30日まで</u> の間に労務に服することができない期間
後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給	令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間に労務に服することができない期間	令和2年1月1日から <u>令和4年6月30日まで</u> の間に労務に服することができない期間

4. 国等において実施している支援

事業復活支援金		【経済産業省】
中小企業者やフリーランスを含む個人事業主を対象に事業収入が基準月の売上高と比較して30%以上減少した場合、支援金を支給(法人 最大250万円、個人事業主 最大50万円)	■問合せ先 事業復活支援金事務局 電話番号：0120-789-140	
雇用調整助成金		【厚生労働省】
業績が悪化した企業が、一時的に休業等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成	■問合せ先 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 電話番号：0120-603-999	
小学校休業等対応助成金・支援金		
小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった場合		
<ul style="list-style-type: none"> 有給休暇を取得させた事業主の方へ助成金を支給 契約した仕事ができなくなった、個人で仕事をする保護者の方へ支援金を支給 		